

## 資料と公共性 : 2018年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦

九州大学大学院人文科学研究院 | 九州大学大学院統合新領域学府 : 教授

市澤, 哲

神戸大学大学院人文科学研究科 : 教授

石田, 栄美

九州大学附属図書館 | 九州大学大学院統合新領域学府 : 准教授

後小路, 雅弘

九州大学大学院人文科学研究院 : 教授

他

<https://doi.org/10.15017/2230688>

---

出版情報 : 2019-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院

バージョン :

権利関係 :

## オープンデータと大学 ―問題の射程―

岡崎 敦

### はじめに

本シンポジウムの企画書には、以下のように、企画の趣旨が説明されている。

「情報の共有を促進するオープンデータの動きは、多様なニーズに対応する新しいサービスの開発を加速化させる一方、情報管理のあり方自体を根本的に変えようとしている。大学をはじめとする研究、教育、情報管理機関においても、従来のような単なる紙媒体資料のウェブへの公開に留まらない、より進んだ連携への動きが進みつつある。ここでは、特に人社系データの共有問題を、その具体的な制度、管理運営上の課題とも関連づけながら、現状を整理するとともに、課題について検討し、認識の共有をはかることを目指す。」  
(企画書より)

「オープンデータ」、「オープンサイエンス」等の動きは、科学の領域のみならず、政治や経済、さらには法制度においても、大きなうねりとなっている。いうまでもなく、20世紀末以降の情報化、グローバル化の急速な進展のなかでも、社会的影響力という点ではもっとも大きなモーメントの一つであろう。「オープンデータ」の現在の射程をあらためて整理するとともに、特に、研究、教育、社会貢献などの中核を担っている大学という組織に、いま何が求められているのか、この領域を牽引する識者を交えて「オープンデータと大学」と題するシンポジウムを開催した。以下は、このシンポジウムの冒頭で提示した「趣旨説明」の内容をまとめ直したものである。

ところで、オープンデータとは何なのであろうか。2017年に政府が発表した『オープンデータ基本方針』では、以下のように述べられている。

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

世界的には、たとえば Open Knowledge International (since 2004)が与えている Open Definition では、以下のような定義が与えられている。

1. オープンな作品
  - 1.1 オープンなライセンスあるいは状態

1.2 アクセス

1.3 機械可読性

1.4 オープンな形式

同組織内のガイドブックである *Open Data Handbook* では、以下の点が強調されている。

利用、アクセス可能

再利用、再配布可能

誰でも利用可能

注意を要するのは、定義の曖昧さ、融通無碍さばかりではない。ここで問題となっているのは、他者による自由な再利用の勧めとそのための基盤作りであって、従来、資料、情報資源、テキスト等について通常語られていた「かけがえのない真正性」、「著者のオリジナリティ」、「著作権」等の要件とは、根本的に異なる発想から考えられた世界を、私たちは相手にしていることである。

## 1. オープンデータ論の射程

オープンデータの発展は、言うまでもなく、インターネットとパソコン、スマホ等の急速な普及が、大規模な情報のやりとり、収集、利活用を可能としたことによる。当初、情報における民主主義の進化を信じた素朴な理想主義は急速にしぼみ、多くの問題を前にして課題もまた浮き彫りになっている。たとえば、グーグルによる大学図書館蔵書の電子化情報の無許可による公開に端を発した著作権問題、フェイスブックを初めとする SNS 産業による個人情報漏洩問題、さらにはアフィリエイトの前提となる個人履歴の無断使用など、情報産業が秘密裏に行っている商業活動の是非が議論となっている。他方、情報資源のウェブ公開自体については、これが大きな可能性と射程を秘めていることは否定できず、EU では、グーグルに対抗して、過去の出版資料情報公開の巨大な事業が展開され (Europeana, 2005 年プロジェクト開始、2007 年公開開始)、この動きは、日本においても、特に国立国会図書館のデジタルアーカイブポータル (2007 年)、さらにジャパン・サーチ (2017 年) に発展している。このような動きは、他方では、情報資源の自由な利活用を思想的、制度的に裏付ける潮流を生み、新しい情報環境における秩序形成を論じてきたレッシングが提唱したクリエイティブ・コモンズは、現在事実上の国際標準と化した。

デジタル・アーカイブと一括することができる、ここでのオープンデータ問題は、技術的には、フォーマットやメタデータ、中長期的保存問題、法制度面では、著作権、セキュリティ、個人情報保護、そして人権問題などが指摘されるほか、管理責任者として特定の「責任者」を置くのか、あるいはブロックチェーンのような相互監視システム、さらには AI に任せてしまうのかなどの議論もあり、情報学のみならず、多様な専門知が集結して議

論すべきテーマの典型の様相を呈している。

ところで、オープンデータ論には、いくつか異なる系譜がある。たとえば、2009年1月に、オバマ政権が打ち出した「透明性とオープンガバメント (Transparency and Open Government)」覚書は、透明性、国民参加、協業の3原則を打ち出した。政府情報のオープンデータ化に関する2013年の大統領令に至るまで、オバマの政策は、政治の透明性が信頼性へと繋がることを目指すとともに、行政の効率化、経済成長とイノベーション、雇用創出にも寄与することが念頭に置かれていたとされる。同時期、EUにおいても、ほぼ同様な動きが見える。2003年に欧州委員会が採択した「公共セクター情報の再利用指令 (PSI Directive : Re-use of public sector information directive)」、2011年の「欧州オープンデータ戦略」を経て、2015年には、オープンデータ活用のスタートアップを育成するプログラムが実施された。2013年に、イギリスで採択されたG8の「オープンデータ憲章」は、政府のデータを原則として包括的かつ質の高いデータとして公開することを宣言するとともに、これがガバナンスの改善やイノベーションに寄与することが述べられている。これらの動きは、小さな政府や行政改革の流れのなかで、公共部門に蓄積されたデータを進んで公開することが、政府とともに社会全体の利益に適うという理念に導かれている。日本政府においても、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部) が、基本的には世界の動向と軌を一にする施策を展開している。

しかしながら、他方で、同様に情報の公開を謳いながら、民間、あるいは業界主導の動きも激しい。そこでは、できるだけ簡便に、必要な情報を入手し、マイニングなどの手段を用いて、イノベーションや利益獲得に結びつけていこうとする指向が顕著であり、透明性の確保、個人情報やセキュリティ保全などの優先順位は必ずしも高くないことがある。いうまでもなく、そこでは競争原理の中での勝利こそが最大の価値であり、そのためには運営情報の公開は必ずしも必要ないからである。

このような状況において、オープンデータを、グローバルな展開のなかで、競争環境における野放図な専門知の跋扈が生み出す社会的課題としてとらえ、必要な対応を行っている場合もある。2016年にEUが制定した「データ保護の全般的規制 (General Data Protection Regulation)」は (2018年施行) その代表例であり、「第二の人権宣言」とも呼ばれている (消去権=忘れられる権利を明文化したことで著名)。言うまでもなく、現在進行中のオープンデータの急速な展開は、個人の人権や社会秩序の安寧に対して、従来にない深刻な脅威となる可能性がある、という認識からである。ここで標的となっているのは、ソーシャルネットワークサービス、およびクラウド事業者であり、データの収集および利用に関して遵守せねばならない基本的事項が網羅されている。

## 2. 科学におけるオープンデータ論

学問、科学の世界におけるオープンデータ論においても、関心の多様性が顕著である。そもそも情報学の展開が、特に自然科学領域において圧倒的な存在感をもっている上に、

近年では、人社系諸科学においても、オープンデータとマイニング、AIや自動学習への期待が一部で見られる。この点は、かつて1950～70年代に、いったん大きく高まった人社系科学と情報学との蜜月が（テキスト中の用例検索、データベースの構築と統計学的分析）、1980年代以降急速にしぼんだことを思い返せば、隔世の感がある。

しかしながら、科学の世界において注目すべき新しい動向としては、「集合知」のインフラとしてのオープンデータ論、および研究データマネジメントの二つがあるように思える。前者は、リナックスの開発やポリマス・プロジェクト、さらにはウィキペディアの運営に代表されるオンライン・コラボレーションなどがまず挙げられるが、これらの活動では、大きな問題を適切にモジュール化された課題に分節化した上で、小さな専門知が協働することが有益とされている。他方、研究データ管理については、一方で、研究成果と研究データの双方の公開が問題となる。いわゆるリポジトリからなる前者は、上述のデジタル・アーカイブの動きと連動していたが、後者はむしろ研究不正に対する対策という側面をもつ一方で、研究過程で創出されるさまざまな情報もまたオープンに共有することが、科学全体の刷新に繋がることが強調されているのである。

このような動きを背後で支える思想として、公共空間におけるオープンデータ問題を考える必要がある。すでに述べたように、オープンガバメント論には、このような発想が濃厚だが、科学の世界においても、オープンサイエンスと呼ばれる動きが、オープンデータ論と踵を接して現れた。そこでは、研究活動を社会の課題解決や学際領域へのインパクトへ結びつけるもっとも重要な論点として、学問のオープン化が唱えられ、そこには、いわゆる「専門家」だけではなく、「一般市民」も関与、貢献できるのである（市民科学）。政治と社会、科学が、社会のイノベーションという価値観で結びつくとき、市民のための科学、科学技術イノベーションの両者の間に矛盾はなく、すべてのモノ、ヒトがつながり、知識や情報が教諭される、いわゆる Society 5.0 が展望されることになる。

### 3. オープンデータと「大学」 ―何が問題か―

以上のような状況のもと、「大学」という場に特有な問題とは何であろうか。あるいは、変容する現代社会において、大学が果たすべき役割とは何であろうか。大学は、研究、教育等が専門的に実施される場であるとともに、一つの社団、制度／組織でもあり、科学と社会を繋ぐという意味では、特殊な機能を有している。

まず組織情報の公開、共有の主体としての大学を考えることができる。大学もまた、組織である以上、オープンガバメントが要求する透明性と信頼性を率先して確保する必要がある、それこそが、外部に対するアカウンタビリティ、社会貢献、多様な連携の前提となる。他方で、大学には、運営、研究、教育等の遂行のために収集、構築された膨大なデータが蓄積されている。これらを一つの大学という組織内に隠匿するのではなく、外部に開いていく姿勢が重要であろう。

第二は、高等教育、研究機関としての大学のなかで行われている（た）活動に関する情

報管理の責任である。リポジトリとしてすでに実施されている成果の公開はもちろん、研究証跡の公開による不正の防止に加えて、実際には未活用状態のさまざまな研究、教育データを公開することは、本来オープンであるべき科学の使命の一つであろう。問題は、基本的には、個人あるいはグループが行っている活動のデータ管理の具体相とは何なのか(何が研究データなのか、研究証跡の定義とは、など)、あるいはその決定権者、管理責任の担い手は実際には誰かという問題である。

最後に、科学、組織のオープン化において、大学は、情報管理の責任をどのように担うのかという問題がある。たとえば、研究データは、大学という一つの組織が個々ばらばらに管理、公開するものだろうか。むしろ諸機関や学会等と連携すべきではないのか。

以上すべての問題について、大学という組織のなかで、個々のメンバー（あるいはグループ）主体と、組織全体との間に、情報管理の責任部局・組織がきちんと機能するためには、大学の内外との関係で、「専門機関」としての信頼を勝ち得ている必要がある。それでは、このような情報管理を実際に担当する部署やそこで要求されるスキルとはどのようなものなのか。情報技術や個々のコンテンツに関するマニアックな知識や技能（だけ）では不十分であろう。そこでは、ますます国際化している情報管理の標準化に対応出来る専門性が不可欠であるとともに、個々の個人、組織の現場に寄り添った現場知もまた必要とされる上に、大学内外の関係者との間に適正な対話を構築、維持するコミュニケーション知もまた重要であろう。いま求められているのは、「公共空間」において、適正な管理責任をまっとうする情報管理専門機関、そして専門職のあり方の再定義である。

## おわりに

以上、大学に対してオープンデータ論が投げかける諸問題をまとめてきたが、以上の検討から浮かび上がる喫緊の課題とは、ここでもまた「自由」と「規制」の緊張関係の克服にあるように思える。一方で、知や情報の共有の促進が、グローバルな規模での科学技術と人間生活のイノベーションを加速化することが主張されるとともに、少なくとも現状では、一部の特権者が、背後でシステムを独占的に操作してきたことに対する批判が高まっている。公共空間における適正な合意形成、人権の保障、社会秩序の安寧のために、オープン化は根源的でなければならず、そのためのルール作りが不可欠であろう。

このような状況の下で、情報管理の専門知を有する大学の役割は重い。公共的な情報の管理、提供を保証するシステム作りとともに、それを実際に担う管理専門機関と専門職のあり方を再検討し、具体的に実践、養成する場所は、さしあたり他にはないからであり、そのためにこそ、公的資金がつぎ込まれているともいえる。

## 参考文献

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）「オープンデータ基本

指針」(2017年) <https://cio.go.jp/node/2357>

Open Knowledge International (since 2004) <https://okfn.org/opendata/>

Open Data Handbook <http://opendatahandbook.org/guide/en/what-is-open-data/>

Europeana <https://www.europeana.eu/portal/en>

ジャパン・サーチ <http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/201805jps.html>

Creative commons <https://creativecommons.org/>

General Data Protection Regulation <https://eugdpr.org/>

倉田敬子／松林麻実子／武田将季「日本の大学・研究機関における研究データの管理、保管、公開」『情報管理』60-2、2017年、119-127頁

船守美穂「オープンサイエンス推進に関わる学術機関の役割と課題」『情報知識学会誌』27-4、2017年、309-322頁

野村敦／石田宏一「オープンデータ・エコシステムの構築に向けた課題」『JRI レビュー』5-56、2018年、37-91頁